

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 「経済審議会社会資本整備検討委員会」報告(5.10.1)</p> <p>① これからの社会資本整備の考え方        利用者の視点に立った整備目標等を踏まえ、生活に関連した社会資本整備を重点的に図っていく。このため、公共投資については従来からの経緯にとらわれず、真に生活者重視の経済社会の実現を図る観点から関連制度の徹底的な見直しを進め、関連施策の優先順位の厳しい選択を行い、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる要請に適切に対応するよう、重点的、効率的配分を行う。また、多極分散型国土の特色ある発展を図ることを基本とし、地域の活性化のための基盤などの基礎的条件整備を積極的に推進する。</p> <p>中長期的観点から、生活者重視の経済社会の実現を推進するために現時点で重点を置くべき方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・量的不足への対応が要請される社会資本の整備</li> <li>・質や機能を高めていく社会資本の整備</li> <li>・運営のための要員、仕組み、機器や資材、サービスなどの施策（ソフト面の施策）との連携が重要な社会資本の整備</li> <li>・新しい技術開発の成果を利用しあるいは環境等に寄与する社会資本の整備</li> </ul> <p>② 社会資本整備の方策        社会資本整備に当たっては、各々の社会資本の性格に応じた財源の適切な組み合わせ、多様化、官民の適切な役割分担や連携、国と地方の的確な分担や連携、地域住民・地域社会の参加及び協力、整備及び管理・運営の効率化、開発利益の還元を図ることが重要</p> <p>③ 事業の複合化・総合化による社会資本整備の効率化</p> <p>○ 財政制度審議会「公共事業の配分のあり方に関する報告」(5.11.26)        社会資本整備における公共事業の役割、公共事業予算の配分の考え方について検討。公共事業を(A)生活環境整備、(B)国土保全、(C)産業基盤整備の三つの類型に分類し、優先順位を(A)、(B)、(C)の順とすることを提言。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>◎ 社会資本整備水準に関する国際比較調査の実施（5年度一）  「生活大国5か年計画」で設定された利用者の視点に立った整備指標に関する欧米先進国の水準をはじめとして、欧米先進国の社会資本の整備状況データの算定方法を調査し、国際比較を実施。  平成5年度予算 8百万円  平成6年度予算 7百万円</p> <p>◎ 公共投資等の拡大（6.2.8 5年度総合経済対策）  一般公共事業については、国民生活の質の向上に重点をおいた分野にできる限り配慮（事業費35,900億円を追加）。また、教育、研究、医療等のための施設等を整備（事業費6,100億円を追加）。  地方単独事業については、地域の実情に則し、生活環境の質の向上、地域の活性化等の観点に立って、事業費の追加を要請（3,000億円）。また、公共用地の先行取得について、事業費の追加を要請（15,000億円）。</p> <p>○ 平成5年度一般会計補正予算（6.2.23 成立）  （5年度総合経済対策）</p> <p>○ 平成5年度財政投融资計画の追加（6.2.10及び2.23）  （5年度総合経済対策）</p> <p>○ 平成5年度地方債計画の追加（6.3.11）  （5年度総合経済対策）</p> <p>● 平成6年度概算要求における対応（5.8.13閣議了解「平成6年度概算要求について」）  国民生活の質の向上に資する分野等への重点化を図りつつ社会資本整備の着実な推進を図るなど、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる施策に必要な経費の確保に努力（投資的経費の増額 +5 %）</p>

事項	計画の概要	推進状況
<p>1. 快適な生活環境の形成 (基礎的な生活環境の整備)</p>	<p>(1)排水の衛生処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活に密着した社会資本の重点的整備 (6年度) 6年度予算においては、昨年末の財政制度審議会報告を尊重しつつ、国民生活の質の向上に資する分野に思い切って重点投資。具体的には、住宅、下水道、廃棄物処理施設等の事業(「生活環境整備型」)について、思い切った重点投資。 対前年比伸び率 住宅 6.6%、下水道 7.0%、農業集落排水16.3%、廃棄物処理14.4%、水道10.0%、都市・幹線鉄道 8.5%、公園 6.8%、その他 2.6% 一般公共計 4.1%</li> <li>● 「財政投融资計画」における対応 (6年度) 6年度財政投融资計画においては、鉄道、道路などの社会資本整備のためまね推進を図る。</li> <li>● 「地方財政計画」における対応 (6年度) 6年度地方財政計画においては、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備を図る等のため、地方債を活用して、地方単独事業を積極的に増額(12.0%増)。</li> <li>● 社会資本ストック効果の定量的分析調査の実施を要求 (6年度一) 社会資本ストック額を推計(基準改定)するとともに、生活に関連した社会資本整備の利用者・生活者の快適性に与える効果の検討を行う調査の実施予算を要求。 平成6年度予算 7百万円</li> <li>○ 対外経済改革要綱(6.3.29) 「高齢化が本格化する21世紀を控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築する見地から、人口構成が若く、経済に活力のある間に社会資本整備を一層促進することが必要であり、その結果として対外不均衡の縮小にも資することが期待される。このため、後世代に負担を残さないような財源の確保を前提とした公共投資基本計画の配分の再検討と積増しを含めた見直しに着手し、6月を目途にとりまとめに努める。」</li> <li>○ 「第4次土地改良長期計画」(5-14年度)の策定(5.4.9閣議決定) 農業集落排水施設の整備 計画整備量 約3万集落 (第9章第2節2.(2)参照)</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 生活環境審議会廃棄物処理部会浄化槽専門委員会報告書(5.2.19)  浄化槽の新しい位置づけを明らかにした上で、合併処理浄化槽の計画的な普及や浄化槽の維持管理の適正な実施等の方策についての提言を盛り込んだ「今後の浄化槽行政のあり方について」を取りまとめた。</p> <p>◎ 合併処理浄化槽の整備(4年度)  「廃棄物処理施設整備計画」(3.11.29閣議決定)に基づく合併処理浄化槽の整備。平成6年度からは、水道水源地域等で、特に生活排水対策が重要な地域における市町村設置による合併処理浄化槽の整備事業を創設。  平成4年度予算 (合併処理浄化槽整備事業) 85億円  平成5年度予算 (合併処理浄化槽整備事業) 155億円  平成6年度予算 (合併処理浄化槽整備事業及び特定地域生活排水処理事業) 116億円</p> <p>● 個別排水処理施設整備事業の創設(6年度一)  下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設により汚水等を処理することがコスト等の見地から適当でない地域について市町村が地方単独事業により個別合併処理浄化槽を設置し管理する。  平成6年度事業費 84億円</p> <p>● 小規模集合排水処理施設整備事業の創設(6年度一)  農業振興地域において、市町村が地方単独事業により汚水等を集合的に処理する施設であって、農業集落排水施設に係る補助制度の対象とならない小規模なものの整備を図る。  平成6年度事業費 20億円</p> <p>◎ 緊急下水道整備特定事業制度の推進(4年度一)  第7次下水道整備5箇年計画の期間において、緊急に大幅な普及拡大を図ることが必要な地域について、補助事業と連携しつつ地方単独事業を積極的に活用することにより、下水道整備の促進を図る「緊急下水道整備特定事業」を推進。  平成4-7年度事業費 約7,000億円(予定)  平成4年度事業費 312億円  平成5年度事業費 1,589億円  平成6年度事業費 2,082億円</p>

事項	計画の概要	推進状況
	(2)廃棄物処理	<p>○ 下水道関連特定施設整備事業の創設(5年度一) (第4章第4節3.(2)参照)</p> <p>◎ 農業集落排水緊急整備事業制度の創設(5年度一) 国庫補助事業と地方単独事業との連携による「農業集落排水緊急整備事業」を新たに創設し、農業集落排水施設の整備を促進。 平成5年度の事業費 140億円 (国庫補助事業 40億円、地方単独事業 100億円) 平成6年度事業費 560億円 (国庫補助事業 160億円、地方単独事業 400億円)</p> <p>● 「第9次漁港整備長期計画」の策定(6-11年度)(6.3.11閣議決定) (第9章第2節2.(4)参照)</p> <p>○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の制定(4.7.4施行) 廃棄物の減量化、再生の推進、廃棄物の適正処理の確保、処理施設の確保を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正・施行</p> <p>○ 「産業廃棄物の処理に係わる特定施設の整備の促進に関する法律」の制定(4.9.25施行) (第9章第3節1.(3)参照)</p> <p>◎ 廃棄物処理施設等の整備(4年度) 廃棄物処理施設整備計画(3.11.29閣議決定)に基づく焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設の整備 平成4年度予算 (廃棄物処理施設等整備費) 1,280億円 平成5年度予算 (廃棄物処理施設等整備費) 1,690億円 平成6年度予算 (廃棄物処理施設等整備費) 1,592億円</p> <p>◎ 廃棄物再生利用等の推進(4年度) (第5章第2節参照)</p> <p>◎ 「公害防止事業団法」の一部改正(4.10.1施行)及び建設副産物や廃棄物等の有効活用に資する都市公園等の整備の推進(4年度一) (第9章第3節1.(3)参照)</p>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(3)良好な水質の確保、高度浄水施設の整備により、安定的においしい水の供給</p>	<p>◎ 広域処理場等の整備（廃棄物処理事業の実施）  生活・産業廃棄物、陸上残土及び浚渫土砂の海面処分需要は増加すると見込まれるため、広域処分場等の海面処分場を引き続き整備する。  平成4年度事業費 335億円  平成5年度事業費 468億円  平成6年度事業費 335億円  首都圏で発生する建設残土を受け入れるための「広域資源活用護岸」の整備制度の創設(5年度-)（場所：広島港、小名浜港）  平成5年度事業費 200百万円  平成6年度事業費 420百万円</p> <p>○ 「水資源開発基本計画」の改定（吉野川水系 4.4.24、淀川水系 4.8.4 木曾川水系 5.3.26、筑後川水系 5.9.21、利根川水系及び荒川水系 6.1.28、淀川水系 6.1.28 閣議決定）  水資源開発促進法に基づき、吉野川水系、淀川水系及び木曾川水系については、水資源開発基本計画を平成12年度を目標年度とした計画に全部変更し、また筑後川水系並びに利根川水系及び荒川水系（既に平成12年度を目標年度として変更済）並びに淀川水系については、さらに供給施設を追加する等の一部変更を行い、各水系における水資源開発を促進。</p> <p>● 総合浄化対策特定河川事業の創設（平成6年度より実施）  特に著しい水質汚濁を生じている河川について、流域での発生源対策、下水道整備に加えて、河川浄化事業を積極的に推進するとともに、流域において浄化事業を実施することにより、市街地等からの汚濁負荷を軽減し、総合的な水環境改善を推進する。  平成6年度事業費 直轄 直轄河川環境整備事業費で実施  (19,887,7百万円の内数)  補助 732百万円</p> <p>○ 清流ルネッサンス21「水環境改善緊急行動計画」（平成5年度）  水質汚濁が著しく、生活環境の悪化や上水道への影響が顕著な河川・湖沼・ダム貯水池において、今世紀中に良好な水環境への改善を図るため、地域と一体となって水質改善のための計画を策定し、地元市町村の取り組み等と一体となって河川事業と下水道事業を推進する。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 「治山治水緊急措置法」の改正(4.4.24 施行)  (第4章第4節3.(2)参照)  「第8次治山事業5箇年計画」の策定(4.9.1閣議決定)(4年度-8年度)  (第4章第4節3.(2)参照)  「第8次治水事業5箇年計画」の策定(4.9.1閣議決定)(4年度-8年度)  (第4章第4節3.(2)参照)</p> <p>○ 「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の制定  (6.5.10施行)  安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道の取水口の上流地域で、  下水道、合併処理浄化槽等の整備、河川の浄化事業等の水道原水の水質の  保全に資する事業の実施を総合的、計画的に促進するための法律。</p> <p>○ 高度浄水施設整備の推進(4年度-)  高度浄水施設整備を推進するため、平成4年度において一般会計からの出  資制度を創設、さらに平成5年度において制度を拡充するとともに、当該  出資について所要の財政措置を実施。  平成4年度事業費 4,900 百万円  平成5年度事業費 47,000 百万円  平成6年度事業費 24,000 百万円</p> <p>● 水道管路近代化推進事業の創設(6年度-)  欧米先進国並に3~5階建ての建築物に直接、水を供給できるようにする  ための水道管路の更新、ポンプの増強などの事業に対する補助。  平成6年度予算 33 億円</p> <p>◎ 水道未普及地域解消特別対策の創設(5年度-)  水道未普及地域を抱える市町村が、積極的に普及率向上を図るための簡易  水道等施設の整備事業を行う場合について、水道未普及地域解消特別対策  事業を実施。  平成5年度事業費 200億円  平成6年度事業費 230億円</p>

事項	計画の概要	推進状況													
		<p>○ 生活環境審議会「水道水質に関する基準のあり方」について答申(4.12.1)</p> <p>①微量の化学物質を中心に水質基準を拡充強化(基準項目: 26→46)</p> <p>②より質の高い水道水の目標値(快適水質項目: 13項目) 将来的な水道水質の安全性を期するための指針値(監視項目: 26項目)の設定</p> <p>③水質検査体制の整備充実、高度浄水施設の整備、水道水質の保全等</p> <p>○ 水質基準に関する省令(5.12.1施行) 生活環境審議会答申内容を厚生省令として制度化</p> <p>◎ 海水淡水化施設の整備(4年度一) 水需給の逼迫により早急な水源確保が必要とされ、かつダム建設が困難な地域等において海水淡水化施設の導入を図り、水需給の安定化を図る。このための補助制度を新設するもの。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成4年度予算</td> <td>(水道水源開発施設整備費)</td> <td>405 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>平成5年度予算</td> <td>(水道水源開発施設整備費)</td> <td>402 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>平成6年度予算</td> <td>(水道水源開発施設整備費)</td> <td>399 億円の内数</td> </tr> </table> <p>◎ 石綿セメント管更新事業の推進(4年度一) 石綿セメント管更新事業を推進するため、平成4年度において一般会計から出資制度を創設、さらに平成5年度において制度を拡充するとともに、当該出資について所要の財政措置を実施。</p> <p>◎ ダム貯水池水質保全事業の創設(5年度一) ダム上流域の人口増加等による流入河川の水質の悪化、周辺山林の荒廃による濁水の流入等によるダム貯水池の水質の悪化に対処するため、貯水池の緊急水質保全対策を推進</p> <table border="0"> <tr> <td>平成5年度事業費</td> <td>4,385 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度事業費</td> <td>3,758 百万円</td> </tr> </table> <p>● 特定貯水池流域整備事業の拡充(6年度一) ダム貯水池の富栄養化防止のための流入水の水質改善のための施設建設を助成</p>	平成4年度予算	(水道水源開発施設整備費)	405 億円の内数	平成5年度予算	(水道水源開発施設整備費)	402 億円の内数	平成6年度予算	(水道水源開発施設整備費)	399 億円の内数	平成5年度事業費	4,385 百万円	平成6年度事業費	3,758 百万円
平成4年度予算	(水道水源開発施設整備費)	405 億円の内数													
平成5年度予算	(水道水源開発施設整備費)	402 億円の内数													
平成6年度予算	(水道水源開発施設整備費)	399 億円の内数													
平成5年度事業費	4,385 百万円														
平成6年度事業費	3,758 百万円														

事項	計画の概要	推進状況
	<p data-bbox="653 603 886 635">森林都市構想の推進</p> <p data-bbox="625 978 1090 1066">(4)面的整備、道路の整備、土地利用の適正化、建築物の誘導などによる良好な市街地の整備</p>	<p data-bbox="1120 288 2004 432">● 地方生活基盤整備水道事業の創設(6年度一) 農山漁村においても、水洗便所やシャワー、ガス温水器などが普及した現代型生活水準の達成に対応できる地方生活基盤として、水量、水圧が十分な新スタンダードに適合するレベルの高い簡易水道施設の整備に補助。 平成6年度予算 1,516 百万円</p> <p data-bbox="1120 461 2004 576">○ 「森林整備事業計画」(4年度一8年度)の策定(4.4.14 閣議決定) 多様で質の高い森林の整備等を推進するため、森林法に基づき、造林、林道事業にかかる投資計画である森林整備事業計画を策定 (第9章第2節2.(3)参照)</p> <p data-bbox="1120 604 2004 951">◎ 森林都市整備事業の実施(4年度一) 都市近郊等の国有林野を活用し、緑豊かな居住空間を国民に提供するため、森林の良さを生かした森林都市の形成に向けて検討 平成4年度予算 65 百万円 平成5年度予算 36 百万円 整備計画策定 18 百万円 整備計画策定 19 百万円 事業化条件整備調査 9 百万円 事業化条件整備調査 10 百万円 基幹路網調査設計 38 百万円 基幹路網調査設計 7 百万円 平成6年度予算 43 百万円 整備計画策定 17 百万円 事業化条件整備調査 9 百万円 基幹路網調査設計 7 百万円 事業化促進調査 10 百万円</p> <p data-bbox="1120 978 2004 1270">○ 都市計画の詳細化等による土地利用の適正化、建築物の誘導 ・「都市計画法」及び「建築基準法」の改正(4.6.26公布、5.6.25施行) 住居系用途地域の細分化(3種類から7種類)及び特別用途地区への中高層階住居専用地区と商業専用地区の追加による都市計画の詳細化 地区計画において誘導容積制度等の導入や市街化調整区域においても地区計画の策定を可能としたこと等による地区計画制度の充実 ・「都市計画法施行令及び建築基準法施行令」の改正(5.5.12 公布、5.6.25 施行) 特別用途地区への研究開発地区の追加による都市計画の詳細化 (第6章第1節1.(4)参照)</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市計画中央審議会「経済社会の変化に対応した都市交通施設整備のあり方とその整備推進方策は、いかにあるべきかについての第二次答申」(4.6.15) 都市内道路を戦略的かつ重点的に整備推進する必要性を指摘。</li> <li>○ 「第11次道路整備5箇年計画」の策定(5年度-9年度) (第6章第3節2.(2)参照)</li> <li>○ 都市計画中央審議会「経済社会の変化に対応した計画的な市街化の方策特に土地区画整理事業による市街地整備のための方策についての答申」(4.12.9) 経済社会の変化への対応、豊かさゆとりを実感できる快適な生活環境の形成等を達成するための土地区画整理事業による市街地整備推進のための方策を提言。</li> <li>○ 住宅先行建設区制度の創設(5.7.30) 土地区画整理法の一部改正</li> <li>○ 地区住環境総合整備事業の拡充(4年度) 住宅の接道状況を改善するため、受益者負担を求めることが困難な地区施設に対する助成を拡充。 平成4年度予算 (住宅地区改良) 1,208億円の内数</li> <li>◎ 街なみ環境整備事業の創設(5年度-) 地区住民の発意と創意を尊重し、ゆとりと潤いのある市街地の形成を図る街なみ環境整備事業を創設 平成5年度予算 (住宅地区改良) 1,215億円の内数 平成6年度予算 (住宅地区改良) 1,031億円の内数</li> <li>● 総合住環境整備事業の創設(6年度-) コミュニティ住環境整備事業、特定住宅地区活性化事業等の統合・拡充により、地域特性に対応した住宅、住環境の総合的整備、地域の活性化に資する事業を創設 平成6年度予算 (住宅地区改良) 1,031億円の内数</li> <li>● 住宅市街地総合整備事業の創設(6年度-) (第6章第1節1.(3)参照)</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(5)農山漁村における快適な生活基盤の整備の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優良建築物等整備事業の創設(6年度－) 市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進するため、民間事業者等が施行する優良な建築物等を整備するための事業に対して国が補助。 平成6年度予算 (住宅市街地総合整備) 787 億円の内数</li> <li>● 密集住宅市街地整備促進事業の創設(6年度－) 大都市地域の木造賃貸住宅等の密集する住宅市街地において、良好な住環境を備えた住宅の供給を促進するため、老朽住宅等の建て替えの促進・住環境の整備等を総合的に行う。 平成6年度予算 22 億円</li> <li>● 街並み・まちづくり総合支援事業の創設(6年度－) 地区計画、建築協定等を活用し、建築物整備を核とした公共施設と建築物の調和した美しい街並みの形成と個性・創意工夫を生かしたまちづくりを推進 平成6年度予算 85 億円(国費)</li> <li>○ 「森林整備事業計画」(4年度－8 年度)の策定(4.4.14 閣議決定) (第9章第2節2.(3)参照)</li> <li>○ 「治山治水緊急措置法」の改正(4.4.24 施行) (第4章第4節3.(2)参照) 「第8次治水事業5箇年計画」の策定(4.9.1閣議決定) (第4章第4節3.(2)参照) 「第8次治山事業5箇年計画」の策定(4.9.1閣議決定)(4年度-8年度) (第4章第4節3.(2)参照)</li> <li>○ 「第4次土地改良長期計画」(5年度－14年度)の策定(5.4.9閣議決定) 快適で美しい田園空間を形成するため、農業集落排水を計画期間内に約3万集落整備する等、生産基盤と一体的な生活環境基盤整備を総合的に実施するとともに、安全な国土を維持・形成するための整備を実施 (第9章第2節2.(2)参照)</li> </ul>